



中小企業金融

中小企業金融と公的金融の関わり

日本大学商学部 佐藤 公久研究室
金融分科会

文責者 明治 良樹¹

2004年12月

¹本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、佐藤公久教授（日本大学）をはじめ、萩生田隆氏・九川謙一氏（東京商工会議所）、深沼光氏（国民生活金融公庫総合研究所）多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

¹所属：佐藤公久 研究室 good_tree_voshiki@yahoo.co.jp

要旨

佐藤公久研究室では、「中小企業金融と公的金融の関わり」についてそれが中小・零細企業にどんな影響を与えるのかという視点から「日本の99%を占め、日本経済を支えている中小・零細企業がスムーズな資金活用から活力を取り戻す、また新規開業企業の発展のためにはどのような変革が必要であり、それを公的金融がどのように関わるべきなのか、その必要性という考えのもと考察していきたい。

第1章では、中小企業の定義、中小企業が担っている役割を述べることで中小企業が日本経済にどのくらい影響を与えるのか、どのくらい貢献しているのか把握する。そしてそこから中小企業金融・公的金融につなげていき、政策提言につなげていきたい。

第2章では、第1章で論じた日本経済の重要な基盤である中小企業の役割の大きさを踏まえ、基盤に対する「カネ」の動きがどうなっているのか検証していきたいと思う。さらに公的金融を挙げる前に民間金融機関はどうであるのか。また、現在叫ばれている直接金融へのシフトを具体的な手段を挙げ、主流である間接金融と共に述べることにより中小企業への直接金融を検証していきたい。

第3章では、今まで1章2章で、中小企業の役割や現在の中小企業金融について述べてきたが、次に中小企業の中で特に「新規開業企業」について述べたい。新規開業企業は既存の産業に参入することで競争を促進し、企業の新陳代謝を活発するとともに新しい産業や雇用を生み出すという大きな役割を持っているからである。開・廃業の実態から実態・問題点を挙げ、1章・2章と合わせて政策提言につなげていきたい。

第4章、ここでは、この論文の核にもなっている公的金融機関について具体的にどうであるのか、そして公的機関としての問題点を述べていきたい。そして、前章までに述べてきた中小企業・中小企業金融や中小企業を取り巻く環境・民間金融機関などの現状を踏まえていく。また、その中で小・零細企業を取引先に多く持つ「国民生活金融公庫」を事例として取り上げて検証していきたい。

第5章では、前章までで見てきた現状を踏まえて公的金融機関はどうあるべきか。どういった政策をとっていくべきなのか。中小企業と新規開業企業の役割という視点からと、公的金融機関に最も求められる「民業補完」という立場から提言していきたい。

目次

はじめに

第1章 中小企業の定義と役割

- 第一節 中小企業の定義とその役割について
 - (1. 1) 競争の担い手としての中小企業
 - (1. 2) 成長産業の母体としての中小企業
 - (1. 3) 雇用の担い手としての中小企業
 - (1. 4) 多様化するニーズの担い手としての中小企業
 - (1. 5) 地域経済の担い手としての中小企業
 - (1. 6) 社会的分業構造の担い手としての中小企業

第2章 中小企業金融

- 第1節 金融環境
 - (1. 1) 大企業との格差
 - (1. 2) 民間金融機関の現状
 - (1. 3) 中小企業の資金調達
- 第2節 直接金融
 - (1. 1) 中小企業の直接金融導入について
- 第3節 進んでいる直接金融の手法
 - (1. 1) 売掛金担保制度
 - (1. 2) CLO
 - (1. 3) 私募債
 - (1. 4) CRD

第3章 新規開業企業

- 第1節 新規開業企業の必要性
 - (1. 1) 新規開業企業の環境の変化
 - (1. 2) 開・廃業の現状
 - (1. 3) イギリスの改革による開・廃業逆転事例
 - (1. 4) 開業資金調達法
 - (1. 5) 新規開業企業の経営状態

第4章 公的金融機関

第1節 公的金融機関が果たす役割

- (1. 1) 公的機関が行っている政策について
- (1. 2) 公的金融機関の果たす役割
- (1. 3) 国民生活金融公庫

第2節 公的金融機関の問題

- (1. 1) 公的金融機関の存在意義
- (1. 2) 収支差補給金
- (1. 3) 政策コスト

第5章 政策提言

第1節 政策提言について

- (1. 1) 政策提言するにあたって
- (1. 2) 提言

第2節 終わりに・・・

参考文献・データ出典

はじめに

日本銀行は、金融危機以降の 99 年 11 月 2 日から「ゼロ金利政策」を現在まで行っているが大企業の資金調達には大きく貢献してきたが、中小企業に対してはあまり効果がなかったと言える。それが現在の大企業と中小企業の差につながってきていると考えられる。

中小企業の資金調達は非常に苦しいものである。日本銀行や中小企業各庁の政策とは逆に進むのは、なぜなのか。要因として考えられるのは企業側から見れば景気の低迷、デフレ拡大が挙げられ、金融側からは金融ビックバンへの対応、BIS 規制による自己資本比率の向上、公的資金返済が挙げられる。こういった悪循環から企業の信用力が落ち、資金調達に大きな支障を与えていると考えられる。

こうした現状の中、公的金融機関はセーフティネット機能として役割を果たしている。また、民業融資に対する補完的役割。そして創業支援の役割。このような役割のもと公的金融機関は中小・零細企業を支えてきたのである。

しかし、マスコミ等で民業を圧迫している、政府の資金の無駄使いなどと様々な声があるのも事実であるのだ。では、本当に公的金融機関は必要なのか。その存在意義は。

佐藤 公久研究室では、中小企業金融と公的金融について考察し、それが「中小・零細企業」にどのようなインパクトを与えるのか。また、経済発展には欠かせない産業の発展に貢献する「新規開業企業」にもスポットを与えることによりその可能性を模索していきたい。

第1章 中小企業の定義と役割

この第一章では、中小企業金融と公的金融の必要性を述べるのを前提として中小・零細企業が日本経済にどれほどの影響を与えているのか。そして、中小・零細企業が果たしている社会的役割を述べることによって政策提言へとつなげていきたい。

第1節 中小企業の定義とその役割

日本の99%を占めているとされている中小企業。今日の日本経済を支えているのは、大企業の下にピラミッド型に形成された底辺に群がっているこの中小企業である。中小企業が多数存立することで経済の効率化が図られる、そして中小企業いしか果たせない役割があるのである。

中小企業とは、「中小企業基本法」において、おおむね、資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下の会社及び従業員300人以下の個人企業を指す。ただし、卸売業の場合は、資本金1億円以下又は従業員100人以下、小売業の場合は、資本金5,000万円以下又は従業員50人以下、サービス業の場合は、資本金5,000万円以下又は従業員100人以下のものとしている。また「小規模企業」とは、従業員20人以下の企業を指す。ただし、商業及びサービス業については、従業員5人以下のものとしている。

近年、「中小企業基本法」は、中小企業の柔軟性・機動性・創造性に注目して中小企業の発展こそが日本経済の発展と活力を生み出すとし、中小企業の自助努力を支援するものになった。

金融面に関しても「資金調達の円滑化・資本の充実・租税負担の適正化」といった保護的であったのに対し、新たに中小企業の多様化に合わせ直接金融を含む資金調達手段への配慮などが盛り込まれた。これは、企業のチャレンジ精神を盛り立て支援していくセーフティネットに配慮していく内容となっていると思われる。

さらに多くの国に中小企業政策を行う行政機関があり、中小企業の育成が重視されているのがわかる。下に示したように各国が中小企業政策を重視していることがわかる。そしてその社会的役割の大きさがわかる。次に中小企業が果たしている役割を具体的に見ていきたい。

* 中小企業を対象とする行政機関

日本：中小企業庁
アメリカ：Small Business Administration
イギリス：貿易産業省 (DTI)
ドイツ：経済省
中国：国家経済貿易委員会中小企業司

中小企業の定義

業種	従業者数	資本金
製造業	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
その他	300人以下	3億円以下

* 国民生活公庫レポートから

さて、中小企業が果たしている社会的役割としては次のようなことが挙げられる。

- ①競争の担い手として
- ②成長産業の創出の母体として
- ③雇用の担い手として
- ④多様化するニーズの担い手として
- ⑤地域経済の担い手として
- ⑥社会的分業構造の担い手として

＜競争の担い手としての中小企業＞

ある市場に新しい中小企業が参入することによって新旧企業間に競争が生まれる。そこから経営革新に取り組む企業と取り組まない企業とが出てくる。もちろん生産性の低い企業は淘汰されていく。そして労働、資本が生産性の高い企業にシフトしていく。最終的には社会全体の生産性が高まるのである。下はその事例である。

(事例)

*おもりを革新したある釣り具メーカー（創業：1967年、従業員17人）

当初は、漁網用おもりを製造していたが、その後釣り用のおもりの製造に転換。

1985年に「カラーシンカー」を開発した。従来は、鉛が剥き出しになっていたおもりを塗料でコーティングした製品である。（当時は、鉛のカラーコーティングを実践する企業がなかった。）販路の開拓に苦勞するが、90年頃からヒット商品になる。近年では、同業者が類似品を製造し競争が激しくなっているが、同社はさらに付加価値を高めて、地元市場では9割以上のシェアを占めている。

*国民生活金融公庫レポートより

＜成長産業の母体としての中小企業＞

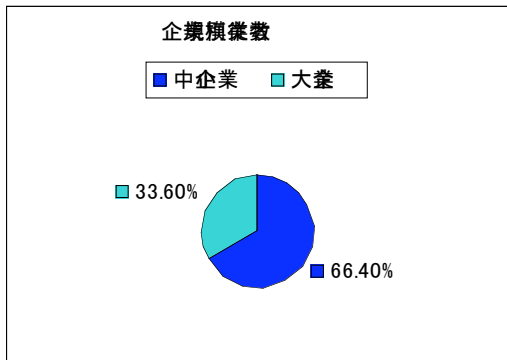
現在の存在する大企業も元々は中小企業からスタートしているのである。よって単純な原理であるのだが、多数の中小企業が生まれてくればその企業が急成長していき大企業になっていく確率が高いのである。次のはその事例である。

(事例) SONY

1946年	従業員20人弱、資本金19万円
1950年	テープレコーダー発売
1955年	株式公開
2003年	従業員161100人 資本金4762億円

<雇用の担い手としての中小企業>

下の図1を見てもらいたい。これは、非一次産業雇用者4,0773,258人の企業別の割合である。御覧のように66.4%の人が中小企業に勤務していることがわかる。

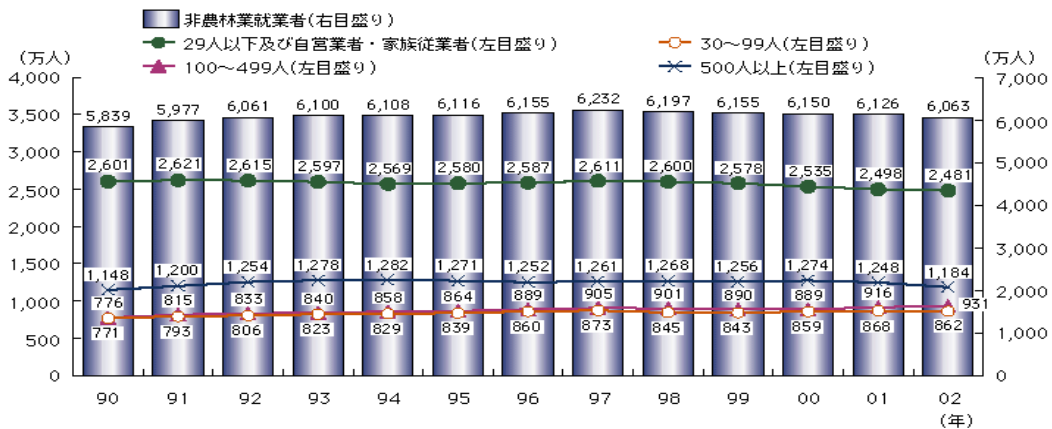


(従業員とは、常用雇用者を指している)

全就業者数がおよそ6063万人であるので中小企業に就業しているのはおよそ4000万人にも及ぶ。現在の厳しい経済情勢を考えると、中小企業が吸収している雇用の大きさは軽視できないのである。

こうした観点から政府としても様々な政策を実施しているのである。(セーフティネットを含む)

図1. 従業員規模別就業者数の推移(非農林業)



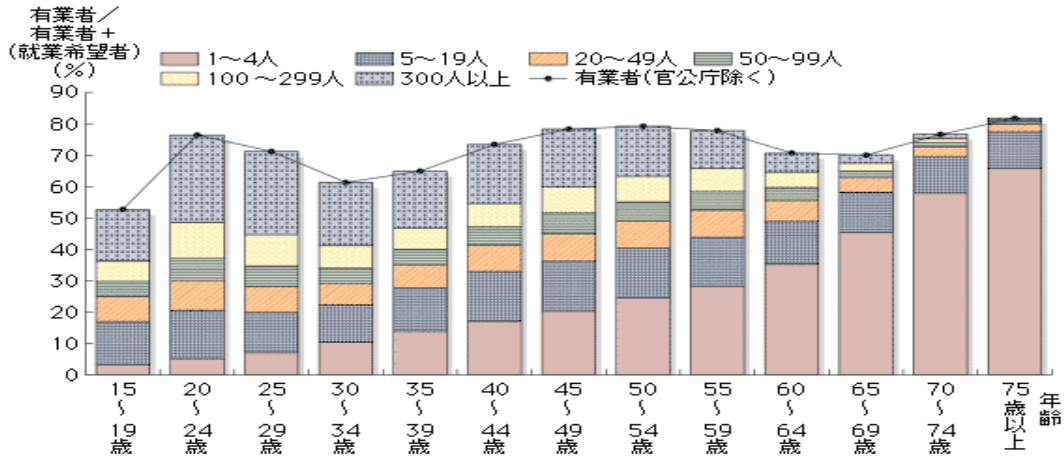
資料：総務省「労働力調査」

(注) 1. 数値は年平均である。

2. 就業者総数には官公、従業員規模が不明な者が含まれるため、規模別の合計とは一致しない。

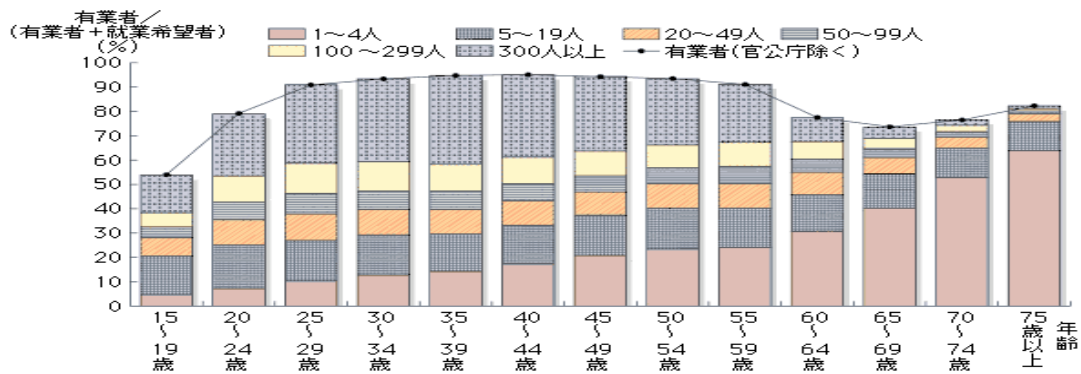
また、下の図2, 3からもわかるように中小企業は女性や高齢者に対して柔軟性に富んだ労働機会を与えていることがわかる。また、転職市場においても大きく起因しているのである。

*図2 女性の受け皿として



資料：総務省「就業構造基本調査」(2002年)

*図3 高齢者の受け皿として

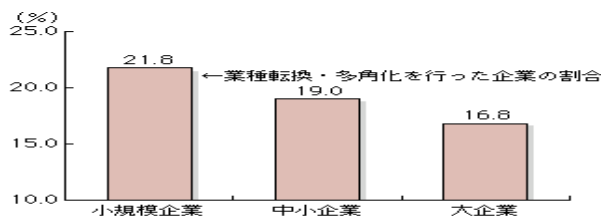


資料：総務省「就業構造基本調査」(2002年)

<多様化するニーズの担い手としての中小企業>

現在、消費者サイドからは、従来の「大量生産方式」から「多品種少量生産」が望まれている。消費者の求める製品市場は、大企業よりも「機動力」のある中小企業のほうが効果を高く出せる。しかし、「個」を重視する「多品種少量生産」、このような経営を行うには、市場の需要変化に臨機応変に対応し、そこからどうやって利益を出すかが課題に挙げられる。

*新しい業種・多角化を行う中小企業



資料：中小企業庁「企業経営実態調査」(2003年12月)
 (注) 過去5年間に新製品開発・改良活動を行ったことのある企業のうち、業種転換または多角化を実施した企業の割合。

また、業種転換や多角化などの取組に対しても、中小企業であるほど割合が高いことが上図よりわかる。

* (事例)

<p>*アトピー症の人々に安心して食べられるパンを提供するあるパン屋 (創業1985年、従業員5人) 創業当初はたんなるパンの製造小売業者であったが、アトピーが小麦によってのアレルギーでひどくなることを知りノンアレルギー性のパンの開発に着手した。 2年近くかけて開発に成功し、固定客を獲得するに至る。</p>
--

国民生活金融公庫レポートより

<地域経済の担い手としての中小企業>

東京の大田区や大阪の東大阪地区を代表とされる、特定の製品に特化した中小企業が集積する「地場産業」が各地の多く点在している。中小企業は地域に密着して地域経済の中核となっている。

地場産業の概況	
集積地区の数	540
企業数	46,687企業
従業者数	519,631人
年間総生産額	96,141億円
年間輸出額	3,294億円

* 資料 中小企業庁「産地の概況」より

地域内の関連産業（卸売、運送業など）へ波及効果を生み、上図の輸出額に見られる地域外も取り込むことによって収入を得る。そして地域住民に雇用の機会も与え、失業者の抑制にもつながっている。

<社会的分業構造の担い手としての中小企業>

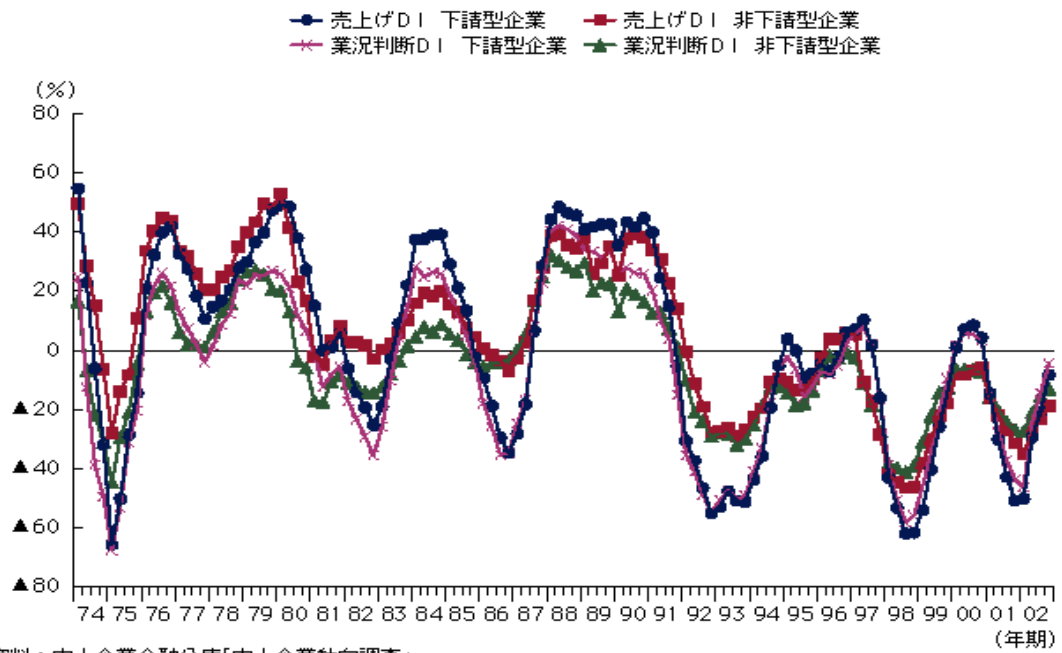
下請け企業の役割を持った中小企業。1970年代までの下請け分業構造の意義としては、大企業の資本不足を補完し、豊富な労働力を活用するために下請け分業構造が発達した。その結果、効率的な大量生産が可能となり今日日本の国際競争力を支えた。近年では、専門加工業者の持つ高度な技術や小ロット・短納期への対応から試作品の開発・小ロットものの製造に活用が求められている。

現在の中小製造業者の48%が下請け企業であり、電気機械工業・自動車工業で下請け分業構造が発展している。

しかし、次の図からわかるように下請け企業は厳しい状況にある。

*下請企業の景況

～景気動向に敏感に影響を受ける下請企業～



第2章 中小企業金融

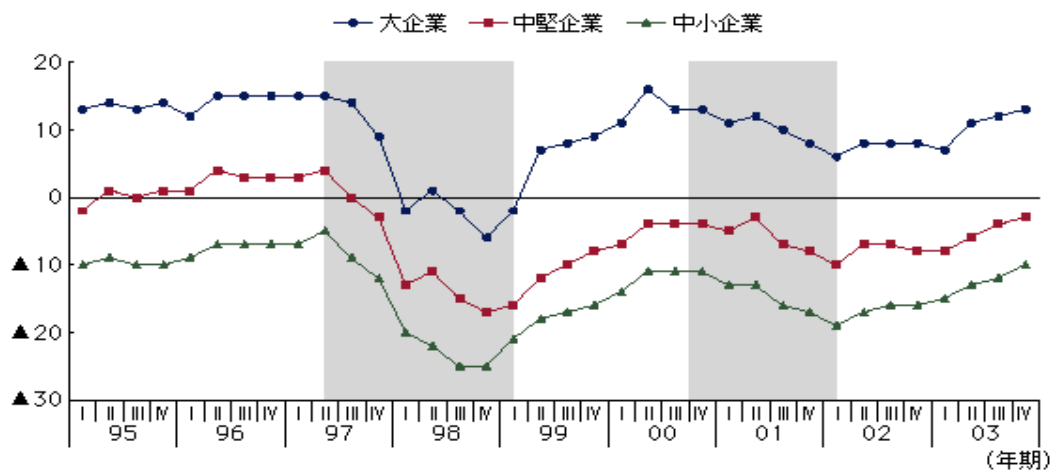
第1章で論じた日本経済の重要な基盤である中小企業の役割の大きさを踏まえ、基盤に対する「カネ」の動きがどうなっているのか検証していきたいと思う。さらに公的金融を挙げる前に民間金融機関はどうであるのか。また、現在叫ばれている直接金融へのシフトを具体的な手段を挙げて、主流である間接金融と共に述べることで中小企業への直接金融を検証していきたい。

第一節 金融環境

<大企業との格差>

1999年11月2日から日本銀行により「ゼロ金利政策」を継続して行っているのだが、その効果は大企業の資金調達には大きく貢献はしたものの中小企業にはあまり効果をなさなかったといえるであろう。中小企業をとりまく金融環境については、最悪期を脱し、足下では落ち着きを見せ始めているものの、依然として厳しい状況にある。下図「企業規模別に資金繰り判断DIの推移」を御覧頂きたい。中小企業でも改善傾向にあるとはいえ、依然としてマイナスの値で推移しており、「苦しい」と回答した企業の割合が、「楽である」と回答した企業の割合を上回っている状態が続いているのである。

* 資金繰り判断DIの推移（全産業）



資料：日本銀行「企業短期経済観測」
 (注) 資金繰り判断DI=「楽である」-「苦しい」

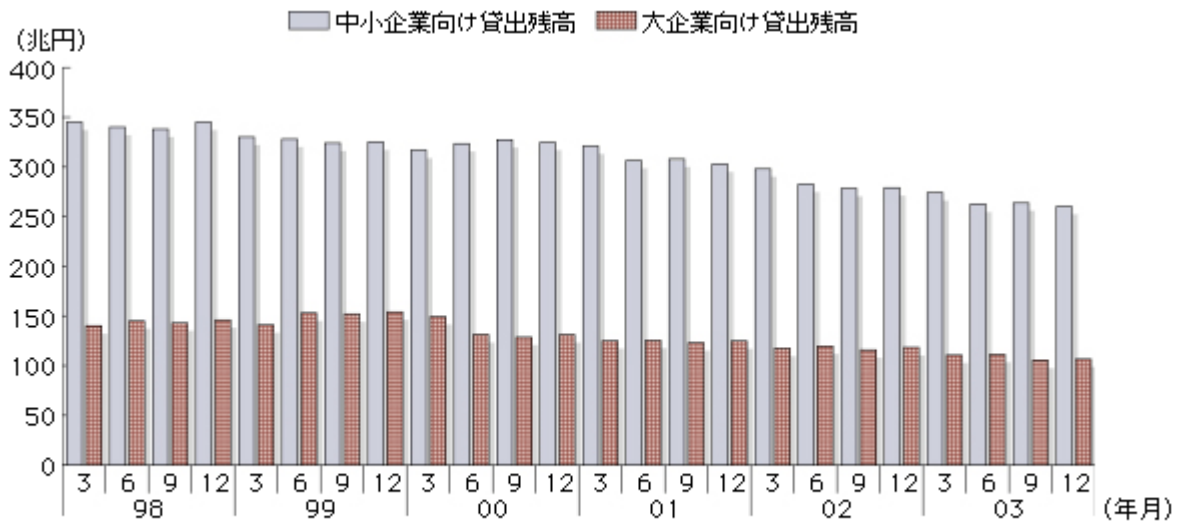
近年においても中小企業は、大企業に比べて資金繰りが苦しい状態であるのだ。発表された日銀短観の統計からも中小企業の資金繰りの傾向が大企業に比べて明らかに遅いのが読み取れる。

では、なぜ政策が執られる中、中小企業を取り巻く環境が変わっていかないのでしょうか。この要因はどこにあるのであろうか。

挙げられるのは、まず金融側において「金融ビッグバンへの対応」・「B I S 規制」・「不良債権の返済」である。このような要因の中、金融業界は収益重視の経営体質と自己資本比率の維持・向上を目指さなければならなくなった。

次に企業側に挙げられるのは「不景気の煽り」・「デフレの拡大」が大きく取り上げられる。不景気による煽りによって企業の売上高の減少に直接的につながり、企業の信用力が低下した。そのことにより資金調達が困難になっている。また企業財務調整を行う必要から企業の資金需要を低迷させて資金繰りに大きな影響を及ぼしていると考えられる。企業側からは従来の護送船団方式による「みんな、一緒に頑張ろう」といった掛け声は消えたのである。

こうした要因によって政府・日本銀行の政策に少しずつ「ズレ」が生じ現在の状態に至ったと考えられる。



資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より、中小企業庁調べ

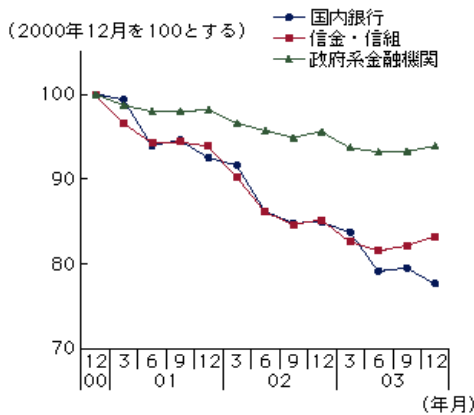
上図は、中小企業向け貸出残高の推移である。中小企業向け貸出残高は、2003年に入り274.1兆円（2003年3月）から260.3兆円（2003年12月）と5.0%減少しており、大企業向け貸出残高（同時期3.6%減）に比べて、減少幅はやや大きい。

大企業は、高い信用力で低金利の借り入れや株式・社債を発行し直接金融にシフトした。しかし、中小企業は国債の大量購入などでしか資金移動は見受けられない。

<民間金融機関の実状>

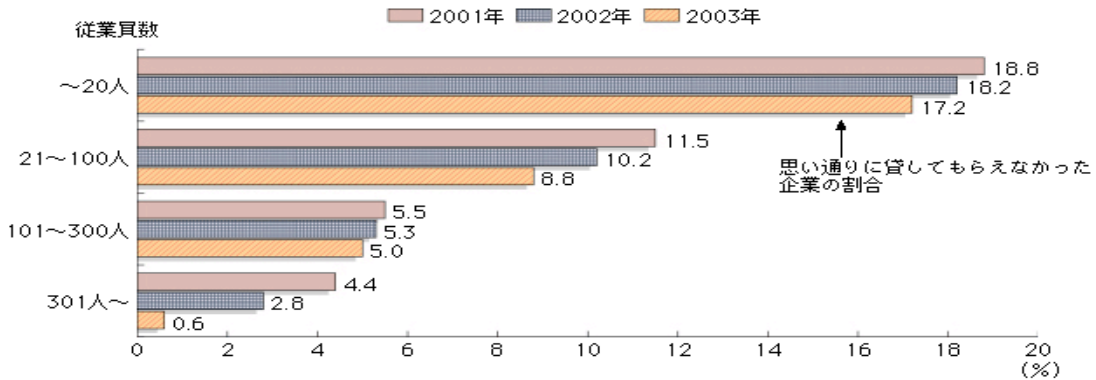
民間金融機関も、経営環境が大きく変化したことによって、貸し出しを増資できない状態にある。バブル経済崩壊で銀行は多額の不良債権を抱えることになった。さらに不況が長期化する中でその中から新たな不良債権が発生してきたのである。各金融機関は、銀行法に基づいて貸出金の不良債権を「リスク管理債権」と公表している。具体的には、①破綻債権、②延滞債権、③3ヶ月以上延滞債権、④貸し出し条件緩和債権を加えた合計で表される。

現在、不良債権処理が一段落つきそうであるが現状はどうであるのか見ていきたい。



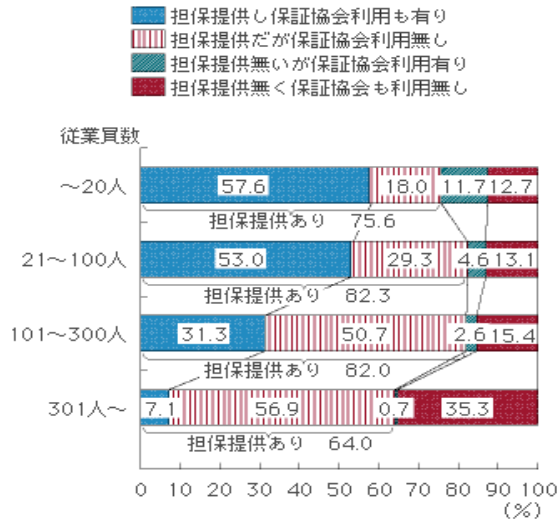
資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より、中小企業庁調べ
 (注) 1. 国内銀行は、信金・信組を除く国内銀行銀行勘定、国内銀行信託勘定、海外店勘定の合計。
 2. 政府系金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を指す。

左図は中小企業向け業態別貸出残高の「推移」である。貸し出し残高はここに出てくる4業態とも大幅に縮小している。ここから考えられることは、「金融機関の貸し渋り」と「借り入れ需要の減少」である。厳しい環境の中、中小企業が借り入れに慎重になり、全体的に需要が減っていると推測できるが資金調達が厳しくなっていることとこれら4業態は比較的高い水準で貸し出していることからこのことは考えにくい。設備投資などの抑制や債務返済などに企業をさせたのは「貸し渋り」によるところが大きいと考えられる。



資料：中小企業庁「企業金融環境実態調査」(2003年12月)
 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
 中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)
 (注) ここでいう「思い通りに貸してもらえなかった」とは、アンケートにおいて、「最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどうでしたか」という問に対して、申込みを拒絶や減額されたと回答した企業を指す。

先の図は「メインバンクから思い通りに貸してもらえなかった企業の割合」（従業員規模別）である。思い通りにメインバンクから貸し出ししてもらえなかった企業は減ってはいるもののやはり貸し渋りの影響は拭いきれない。



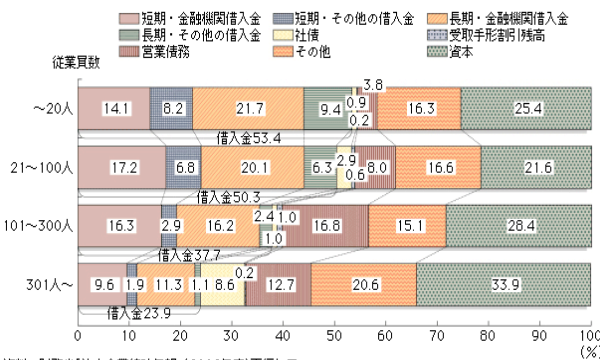
資料：中小企業庁「金融環境実態調査」（2002年11月）
（注）借入れがある企業のみ集計した。

左図は、「メインバンクへの担保提供状況」（従業員規模別）を表したものである。この図からもわかるようにメインバンクでさえ信用保証協会の「信用保証」が無ければ貸し出しはしないということがわかる。100人以下の企業に至っては50%を越える割合で信用保証を有している。

金融機関の行動は間違っていないが、信用保証協会の制度疲労を考えると考えものである。また、経営基盤強化・財務体質の健全化・収益向上などの理由から金融庁主導により金融機関の再編・合併がなされているが大企業や規模大きい中小企業はなんとかするが中小・零細企業にとってはただでさえ借入れが厳しいのに対し銀行・その支店数の減少は掛代金の駆込み振込みなどを行う機関の減少は痛手となる。

< 中小企業の資金調達 >

中小企業は、借入金に依存が高い。そして「情報の非対称性」により上記であげた原因の重なり借入れが困難である。また金利も高く担保や保証を有しているのが特徴に挙げられる。



資料：財務省「法人企業統計年報」（2002年度）再編加工
（注）1. 各項目の構成比率は分母を負債+資本+割付+手形残高として算出。
2. 営業債務（企業間信用）は支払手形+買掛金、その他は引当金などの残高。

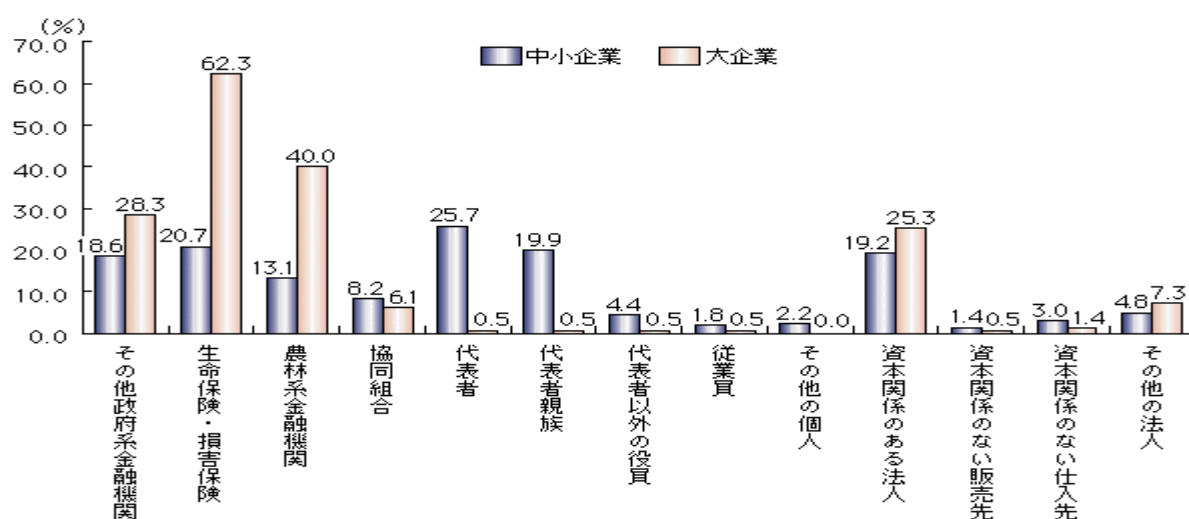
左図は従業員規模別に企業の資金調達構造である。2002年度では従業員規模20人以下の企業では、自己資本の割合が25.4%であるのに対して、借入金の割合は53.4%である。このように自己資本の占める割合は従業員規模が大きくなるにつれて上昇、借入金の割合は下落しており、従業員規模が小さい企業ほど資金調達の大部分を借入金に依存していることが分かる。

では、このように依存していた民間金融機関による間接金融が難しくなってきたことによって中小企業は直接金融を取り入れていくべきか。そしてそのためにはどうしたらよいのか。次に直接金融の方法を挙げながら述べていきたい。

第二節 直接金融

< 中小企業の直接金融導入について >

ここで、下図を見てみよう。そこで示されているように、中小企業の資金調達の中で、主なものは借入れである。それ以外の資金調達手段、つまり企業間信用(買掛金や支払手形)や金融機関以外からの借入れも少なくないことが分かる。また、少なからず銀行からの借入れのみならず、それ以外の様々な手法を利用して資金調達を行っている中小企業の姿がうかがえるが決して借り入れ以外が浸透しているとは言えない。



資料：中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
 (注) 1. その他借入れ(第2-3-11図に同じ)がある企業のみ集計した。
 2. 中小企業、大企業の区分は中小企業基本法の定義に従った。
 3. 複数回答のため、合計は100を超える。

このように銀行などからの借り入れ以外の方法、直接金融が浸透していない原因として下記が挙げられる。

- ①株式・社債の発行基準に満たない
- ②経営者の理解不足
- ③企業の信用力不足
- ④方法のノウハウ不足

企業の体力、信用力や財務体質などは十二分に必要不可欠要素であるが、ここで一番問題であるのは②の経営者の理解不足であるように感じられる。手段の多様化が進む中で経営者も手段の正しい理解と利用法を学ばなくてはならない。また、金融企業側もより浸透していくためにセミナーなど広く告知していく必要があると考えられる。

次に現在進んでいる直接金融の手段をいくつかあげていきたい。

第三節 進んでいる直接金融の手段

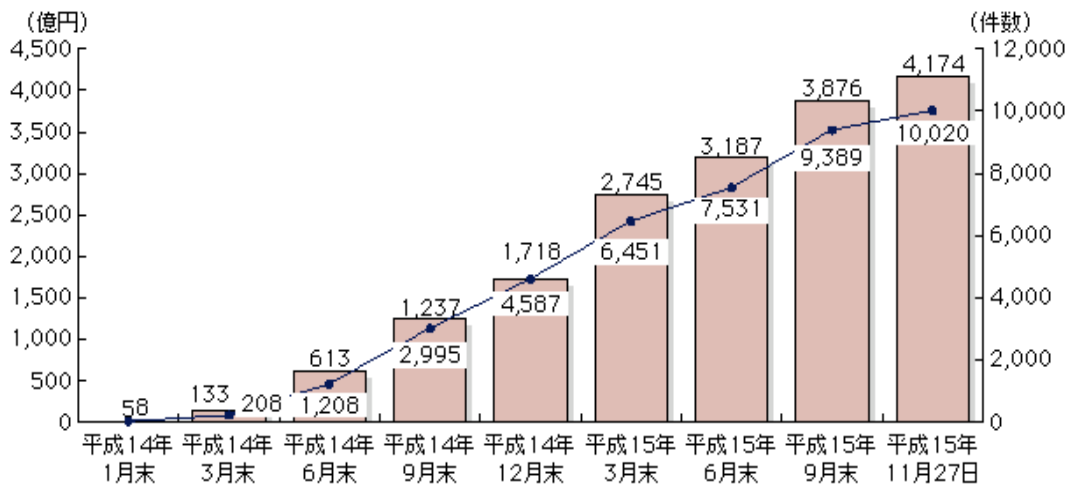
<売掛金担保制度>

これは、2001年に創設された制度で中小企業の保有資産を有効に活用しようとするものである。保有する取引先への売掛債権を担保とし、信用保証協会がそれを保証することによって中小企業が各金融機関から資金を調達できるのである。

しかし、問題点もある。それは、各関係者の理解を得ることである。売掛金のある販売先のみならず、金融機関の理解も含むものである。販売先に売掛金を担保とすることの理解が得られず、利用することができないことや、金融機関に売掛債権担保融資保証制度について相談に行った際に、当該金融機関で「取り扱ったことがないから、分かりません」と相談にすら乗ってもらえなかったことすらある。

また、実際経営者の方からお聞きしたのだが取引先に噂や誤った情報が流れ、企業の信用に影響を与えかねないとの恐れがあるので企業側としては「最後の砦」としての活用にしているのが実状であるようだ。

では、実績はどうか。下図は売掛債権担保制度の利用実績である。年々、利用件数は増えているのだが、中小企業全体に比べると利用件数は少ないと考えられる。

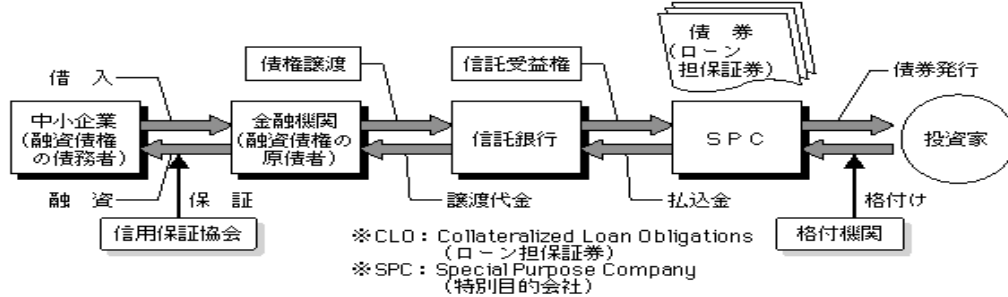


資料：中小企業庁作成

<CLO>

これは、直接金融と間接金融の中間に位置する市場型間接金融である。「市場型間接金融」とは直接金融と間接金融の中間に位置する金融手法である。直接金融は、投資家が金融機関を介さずに直接企業に出資や融資を行うが、間接金融は、預金者(投資家)が金融機関に預金などを行い、金融機関がその資金を企業に貸し付ける。市場型間接金融は、金融機関が企業に貸し付けるという点では間接金融と変わらないが、その資金は、貸出債権を裏付けとして発行される証券(CLO)などにより調達される。これによりスムーズに資金調達ができ、投資家は少ないリスクで済むのである。

下図は、東京都による中小企業向けローンを裏付けとする CLO の発行のスキームである。



- 〈CLO発行スキーム〉
- ① 金融機関は、中小企業向けに融資し、その融資債権を信託銀行に譲渡。
 - ② 信託銀行は、信託受益権をSPCに譲渡。
 - ③ SPCは、信託受益権を担保に社債(ローン担保証券：CLO)を発行し、投資家に販売。
 - ④ 金融機関からの中小企業向け融資には、東京信用保証協会の保証を取り付ける。
これにより、債券の格付け等の点で投資を呼び込みやすくなる。

資料：東京都ホームページから作成

< 私募債 >

公募債が社債市場を介して投資家の引受が行われるのに対して、少数私募債は、投資家と企業が直接相対して引受がなされる。こうした「顔の見える」関係を前提とした少数私募債は、通常の制度金融では「情報の非対称性」の問題が生じがちな中小企業が円滑な資金調達を受けるための一助となる制度であるのだ。

なお、発行できる社債券は普通社債に限らず、転換社債や新株引受権付社債も発行可能である。

	募集 (いわゆる「公募」)	私募	
		少数私募	プロ私募
販売可能な投資家	多数の者(50名以上；プロのみを除く) 証券取引法第2条3項① 証取法施行令第4条1項	50名未満 ¹ 証券取引法第2条3項②ロ	適格機関投資家のみ 証券取引法第2条3項②イ
発行する金額	制限なし	制限なし	制限なし
発行前の届出などの必要性	発行額1億円以上＝ 有価証券届出書提出 証券取引法第4条1項 発行額1億円未満1千万円超＝ 有価証券通知書提出 証券取引法第4条5項	有価証券届出書の提出は不要	有価証券届出書の提出は不要
決算等の開示の必要性	有価証券報告書提出 証券取引法第24条	有価証券報告書の提出は不要	有価証券報告書の提出は不要
その他の規制	(一般には格付けを取得することが求められる)		

¹ 6ヶ月以内に複数回の発行をする場合、合算される点に留意。

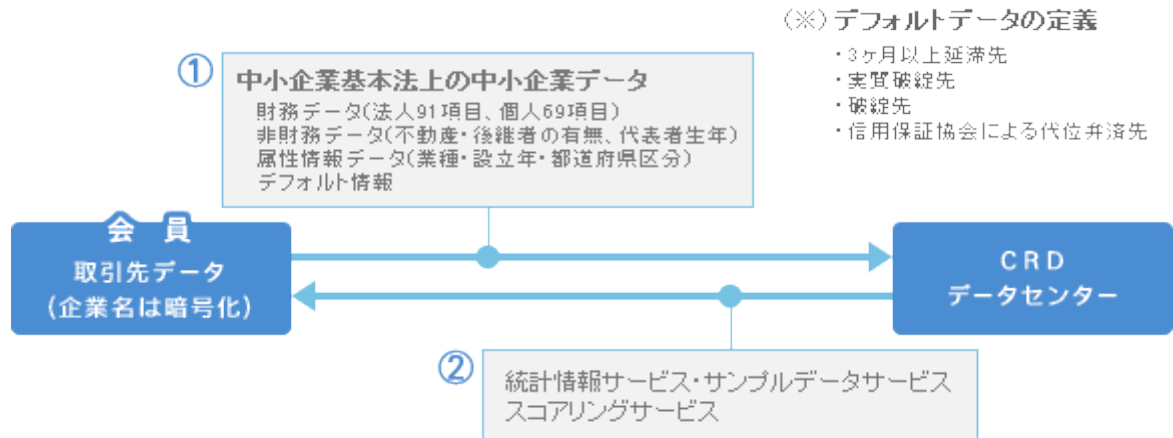
<CRD>

これは、直接金融の手法ではないのだがそこに通ずる基盤にもなるものであるので述べておきたい。

CRD (Credit Risk Database) は、中小企業の経営データ (財務・非財務 データ及びデフォルト情報) を集積する機関として、2001 年 3 月に設立された。

設立の趣旨は、データから中小企業の経営状況を判断することを通じて、中小企業 金融に係る信用リスクの測定を行うことにより、中小企業金融の円滑化や業務の 効率化を実現することを目指したものです。データは、CRD に会員として参画している信用保証協会や政府系・民間金融機関 から、中小企業取引先の財務データが提供され、集積したものである。会員には、集積データから構築された信用リスク測定モデルの経営評価情報が還元されるほか、膨大なデータから算定される中小企業の各種経営指標が提供される。現在会員は、信用保証協会や政府系・民間金融機関のほか、中小企業庁・日本銀行・ 中小企業総合事業団や全国の中小企業再生支援協議会、格付会社・証券会社など 180 機関によって構成され、わが国における中小企業に関する信頼できる最大のデータ ベース機関として機能している。

下図は、CRD の仕組みと現在のデータ蓄積対象企業である。



中小企業基本法に基づく法定中小企業。法人 100 万社強、個人事業者は約 40 万先。

	決算書数 (〇)	決算書数 (〇)
法人	4,801 千件	959 千件
個人事業者		
うちデフォルトデータ		
法人	349 千件	78 千件
個人事業者		

(※) 決算書数は、1995 年 3 月期以降の延べ決算書数を表示

* CRD 運営協議会ホームページより

これらのデータを活用することによって融資先への融資枠拡大や取引件数の増大につながる事が考えられている。

しかし、問題点もある。データ構築にはやはり企業数が多くなければ意味がない。数字は伸びているがまだまだ少ないのが現状である。蓄積データが多ければそれだけ細かく活用ができるので政府機関が告知していかなければなるまい。(まとまったデータになるのにあと3年はかかると見られている)

また、現在政府主体で行っているため、今後民間企業の圧迫・競合につながる恐れがでてくるのではないかと考えられる。

第3章 新規開業企業

今まで1章2章では、中小企業の役割や現在の中小企業金融について述べてきたが、次に中小企業の中で特に「新規開業企業」について述べたい。新規開業企業は既存の産業に参入することで競争を促進し、企業の新陳代謝を活発するとともに新しい産業や雇用を生み出すという大きな役割を持っているからである。開・廃業の実態から実態・問題点を挙げ、1章・2章と合わせて政策提言につなげていきたい。

第1節 新規開業企業の必要性

新規開業は、経済の活性化に大きな役割を果たしている。それは、新規開業企業が既存の産業に参入することによって競争を促進し、企業の新陳代謝を活発にするとともに、新しい産業や雇用を創出する担い手であるからである。

<新規開業の環境の変化>

活発な新規開業が期待される中、開業条件にいくつか変化が生じている。まず、地価や不動産賃貸料などの低下により店舗や設備にかかる費用が少なくて済むようになった。また、自宅を利用した通信販売業のように費用があまりかからない事業スタイルを採れるようになっている。

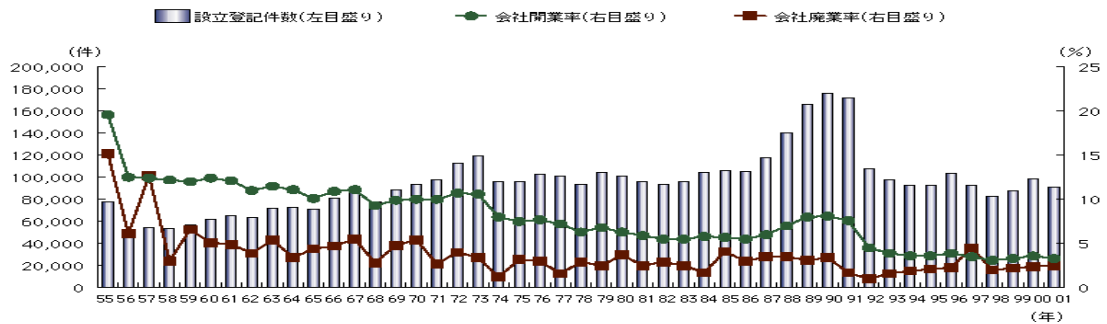
開業費用全体を引き下げるわけではないが、最低資本金規制に関する特例によりいわゆる「1円起業」と言われるような少ない資本金での株式会社や有限会社の設立が可能になった。

さらに、開業を支援する融資制度や「創業塾」、「創業セミナー」、などの講習会やセミナーの開催、起業家育成施設（ビジネスインキュベーター）の整備、開業企業と取引先とのマッチングを図る「ベンチャーフェア」のどの開催が進められている。こうした創業を支援する制度が充実してきた。

開業の融資制度は後に触れるものとする。

では、実際の開業状況はどうなっているのか見ていきたい。

< 開・廃業の現状 >

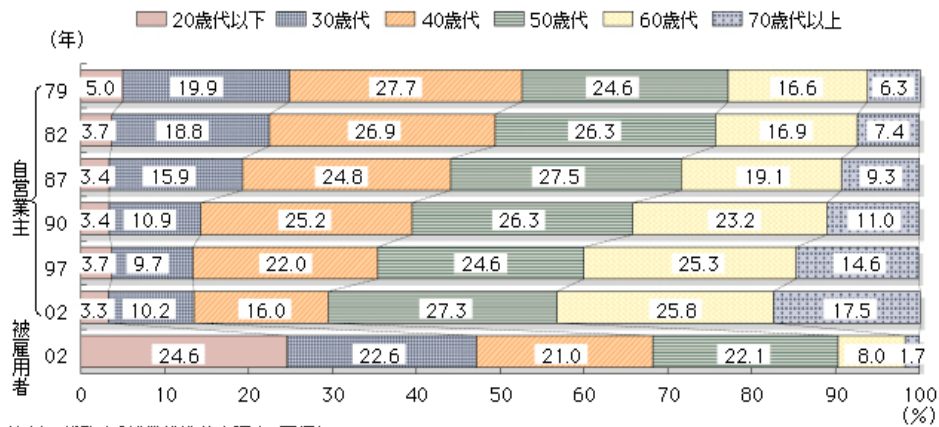


資料：法務省「民事・訟務・人権統計年報」、国税庁「国税庁統計年報書」
 (注) 1. 設立登記数については、1955年から1960年までは「登記統計年報」、1961年から1971年は「登記・訟務・人権統計年報」、1972年以降は「民事・訟務・人権統計年報」を用いた。
 2. 1963、1964年の会社数は国税庁「会社標本調査」による推計値である。1967年以降の会社数には協業組合も含む。
 3. 会社開業率 = 設立登記数 / 前年の会社数 × 100(%)
 4. 会社廃業率 = 会社開業率 - 増加率(%)

上図は「会社の設立登記数及び会社開廃業率の推移」である。これを見ればわかるようにバブル崩壊以降、開業数は落ちこんでいる。それと反比例するように廃業率が上がっているのがわかる。これは、バブル崩壊に関して2章で述べたような金融機関の貸し渋りが背景にあると考えられる。

また、経営者の高齢化や事業継承者の不足も要因になっていると考えられている。下図は経営者の高齢化を表すものである。これを見れば如何に高齢化が進んでいるのかわかる。

このことから次期経営者の育成が必要とされる。



資料：総務省「就業構造基本調査」再編加工

先ほども述べたが、日本経済の活性化のために新規開業企業が果たす役割は重要であることから「開業率が廃業率を上回る必要」があると考えられる。

これに関して80年代イギリスにおいて開業率が廃業率を上回った事例があるので紹介したい。そしてこれが日本の新規開業増加につながるか考察したい。

＜イギリスの改革による開・廃業逆転事例＞

イギリスは日本とは異なり 1960 年代の後半まで、議会を含め、中小企業に関する問題意識は全般的に希薄なものであった。1970 年代には「ボルトン委員会」報告等により中小企業に関する関心は少しずつ高まっていったが、中小企業に関する本格的政策が展開されたのは 1979 年、サッチャー政権が登場してからであった。サッチャー政権は「英国病」といわれる、2 桁を超える失業率の中、失業者の吸収の場として、中小企業に期待したのである。

サッチャー政権における中小企業政策の目玉ともいえるものが「企業開設手当制度」(Enterprise Allowance Scheme=EAS、以下 EAS と略す)である。同制度は 1982 年から試験的に開始され、1983 年から全国で実施された。そのねらいは、現在失業している者に援助を与え、自分で事業を起こすことを促すところにある。

EAS の受給資格は、1)18 歳以上、65 歳未満であること、2)8 週間以上失業していて、失業手当または所得援助を受けていることを前提として、3)事業にフルタイム(週 36 時間以上)で従事すること、4)自分で 1,000 ポンド以上の事業資金を用意できること、5)「マンパワー委員会」の同意を得られる種類の事業であることという条件であった。こうした条件を満たし、「マンパワー委員会」から承認を受けた者が自分で事業を始めると、1 年間にわたり週 40 ポンドの手当が支給されるのである。

この政策のポイントは失業者が開業する場合、失業手当を失う結果、開業前より開業後のほうが収入が低くなるという矛盾を解消し、失業者に開業を促すという点である。その意味で開業の機会費用を低めるものであり、経済合理的なものであった。

結果、EAS により失業者から自営業者となった者は、年々増加を続け、1987-88 年には 10 万人を超えることとなった。このように利用者という点から見て制度は成功といえるかもしれないが、政策評価という観点からは様々な問題が提起されている。第 1 に助成金を受けた当該年に企業経営を失敗(=退出)したケースが 11~16%程度見られた。さらに、EAS による新規開業 100 社のうち、1 年後生存企業は 87 社、3 年後生存企業は 50 社で、これらの数値は、相対的に低い生存率と推定されている。こうしたことから、EAS 受給企業の「数」は増えたが、企業の「質」は低下したと見られている。

第 2 に EAS により開業した企業のうち、3 分の 2 は 1 人も雇用していないし、わずか 4% の企業によって雇用創出全体の 60%を担っているにすぎないということである。また、雇用創出について、助成金の支給によるものとするのは合理的ではないという考えもある。つまり開業の少なからぬ者は、たとえ EAS を利用できなくても、開業したということである。

しかしながら、コスト面で見れば、必ずしも非効率ではないといえる。すなわち、雇用創出と失業減少の観点から推計すると、1 人当たり 2,000 ポンドほど効率的であるとの報告もある。

様々な批判がある中で、EAS により開業した者が増加したのは事実であり、イギリスに「起業家社会」を定着させたといえるのではないだろうか。EAS はその後、経済情勢の好転とともに、1991 年に「事業創業支援制度」(Business Start-up Scheme=BSUS)に変わり、1995 年 3 月以降、失業者の創業支援政策は、事実上行われていない

* 中小企業白書より抜粋

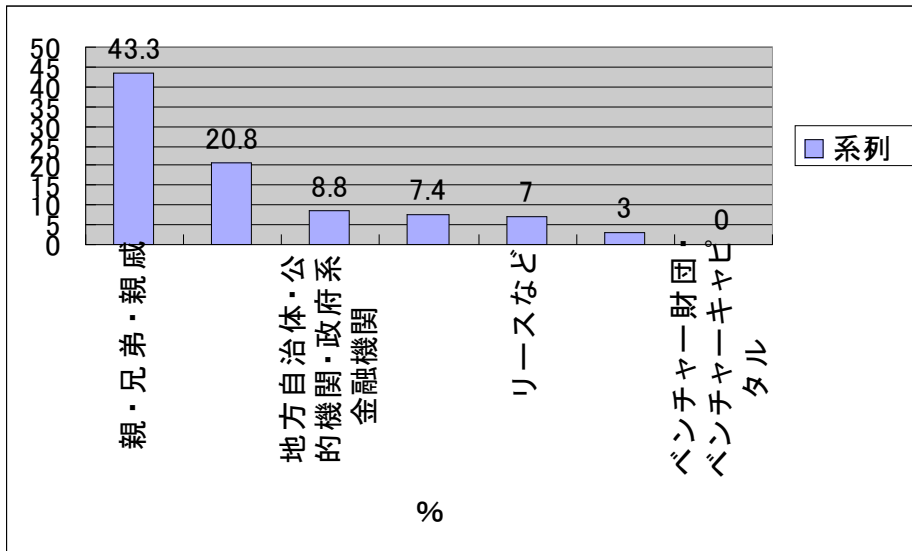
確かに開業数は増えたが、肝心の雇用の創出や産業活性化につながっているとは考えにくい。また、企業数が事業所数と合わさった企業もあることから確かな成功とはいえない。そしてイギリスの起業家達は実に慎重であり、利益よりも現金をというキャッシュフロー重視の経営を心掛けていたからである。日本ではそういった政策が近年ようやく執られてきたのである。しかし、新規開業を促進していかななくてはならないとするイギリス政府の姿勢は日本も見習うべきところである。

次に新規開業企業の資金調達方法を見ていきたい。

<開業資金調達法>

まず開業費用に関しては、新規開業白書において開業費用は、2003年度平均1,352万円で2002年度より186万円減少している。1991年度以降調査が開始されてから過去最低となった。

開業費用において最も高い割合が500万円以上1,000万円未満で開業した企業で30.2%になる。1,000万円未満で開業した人が6割にもなるのである。その内の自己資金の平均金額は、683万円である。



(N=298) *新規開業白書より作成

なお、国民生活金融公庫は含まれていない。

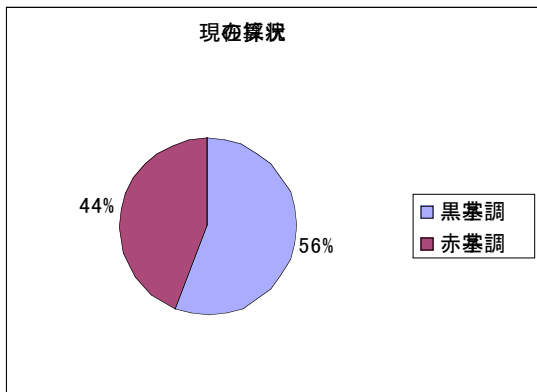
上図は資金調達先を表したグラフである。ここからもわかるように開業時の資金を「親・兄弟・親戚」からの借入れが多い。これを自己資金に加え、開業するのが多いことがわかる。

また、開業者の自己資金の割合が50%以上占める割合は25.4%にとどまっており、多くの新規企業が外部の資金に頼っている。(前に述べた銀行・公的機関など)

次に経営状態はどうなのか。

＜新規開業企業の経営状態＞

新規開業白書では、開業から平均15ヶ月の売上傾向は下の図を見ればわかるが、黒字基調が56.1%なのに対して赤字基調は43.9%と黒字基調が上回っている。しかし、長期的なスパンで見た場合にはこの比率が逆転してしまう傾向にある。よってキャッシュフロー重視の経営を行わない限り、運転資金調達は間違いなく借りに依存しなくてはならなくなる。



新規開業白書より作成 (N=2,147)

このように開業資金においては自己資金の量によるものが大きいと考えられる。長期的スパンで見た結果の経営状態で見てもよほどの急成長をするかキャッシュフロー重視による経営体制の構築がなされていなければ金融機関などからの借りに依存するようになるだろう。(日本企業の体質である。これに比べ、先程挙げたイギリス企業ではキャッシュフローを重視する。)

しかし、2章で述べたように金融ビッグバンや不況に苦しむ民間金融機関ではどうしようもないところにあるのだ。もしくは、よほどの「信用力」がある個人投資家などがつくのも難しい。そのような場合どうすればよいのか。

ここで公的機関の必要性が高まってくるのである。ここから4章の公的金融機関につなげていきたいと思う。

第4章 公的金融機関

ここでは、この論文の核にもなっている公的金融機関について具体的にどうであるのか、そして公的機関としての問題点を述べていきたい。そして、前章までに述べてきた中小企業・中小企業金融や中小企業を取り巻く環境・民間金融機関などの現状を踏まえていく。また、その中で小・零細企業を取引先に多く持つ「国民生活金融公庫」を事例として取り上げていく。

第1節 公的金融機関が果たす役割

公的機関では、税金（財政投融资）を借りに使っており税金の無駄であるとか、民業を圧迫している、統廃合を進めろなどマスコミ筆頭に様々な声がある。それは、中小企業金融も例外ではない。では、実際に上記のようにしていくべきなのか。2章で述べたように民間金融機関は貸し渋りや貸し剥しを行っているのに対して公的機関はどうであるのか検証していき。

<公的機関が行っている政策について>

ここで、特に中小企業金融に関係してくる公的機関を紹介したいと思う。

国民生活金融公庫	中小・零細企業を中心に融資業務。また教育ローンを担う。
中小企業金融公庫	中小企業に対する融資を担う。
商工組合中央金庫	半官半民の機関で組合への融資を担う。
信用保証協会	企業の信用補完や代位弁済を担う。
商工会議所	経営相談やその他機関に対する相談業務
独立行政法人中小企業整備機構	中小企業者その他の事業者の事業活動、資金面、地域施設の整備等のサポート。

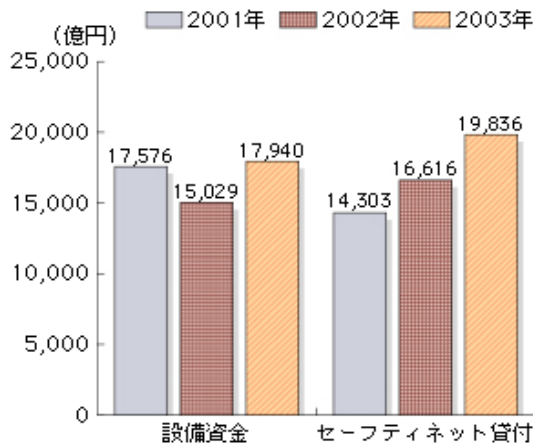
* 国民生活金融公庫については後に事例として挙げる。

＜公的金融機関の果たす役割＞

政府系金融機関の果たす役割を簡単に挙げると以下の3つになる。

- ①セーフティネット機能
- ②補完融資
- ③創業支援

公的金融機関が担う役割としては、まずセーフティネットの機能が挙げられる。これは、民間金融機関の統合・破綻に伴い取引先を失った企業や貸付条件のハードルが上がったことにより借り入れ困難、連鎖倒産防止、外的要因による経営難に陥った企業に対して融資する制度である。



左図は「政府系金融機関の種類別貸付の推移」である。政府系金融機関による融資の種類別の貸付額は設備投資向け貸付額が 2002 年に前年比で減少したものの、2003 年には 2001 年の水準を回復し、平成 12 年 12 月より始まったセーフティネット貸付額についても、全体の貸付額が減少する中で、着実に増加している。また、連鎖倒産防止や金融機関の破綻に対処するためのセーフティネット保証制度の適用件数も平成 13 年以降増加基調にあり、平成 15 年 2 月に創設された借換保証制度も 12 月末時点で 8 万件を超えるまでに至っている。このように、中小企業の資金繰りが依然として厳しい中で、政府系金融機関や信用保証協会がセーフティネットとして重要な役割を果たしていることが見てとれる。

資料：中小企業庁調べ

- (注) 1. 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫の設備資金貸付額とセーフティネット貸付の推移。
 2. セーフティネット貸付とは、取引先企業や金融機関の破綻等に直面している中小企業に円滑に資金供給を行うための貸付制度であり、平成 12 年 12 月に創設。

次に補完融資についてだが、2 章で述べたように金利の引き締めや不況による金融機関の貸出し態度の硬化、貸し剥しにより事業が困難に直面した場合に融資する。では、メインバンクからの借り入れがそんなに困難であるのか見てみたい。

下図は、メインバンクから思い通りに貸してもらえなかった企業の割合（従業員規模別）である。減少しているとは言え、これをみる限り思い通りの借入れができていないとは言えない。また、小・零細企業が如何に資金調達をするのが困難かが理解できる。2章でも述べたが、現在の経済情勢から小・零細企業に大きな痛手を負わせているのがわかる。



資料：中小企業庁「企業金融環境実態調査」(2003年12月)
 中小企業庁「金融環境実態調査」(2002年11月)
 中小企業庁「企業資金調達環境実態調査」(2001年12月)
 (注) ここでいう「思い通りに貸してもらえなかった」とは、アンケートにおいて、「最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどうか」という問いに対して、申込みを拒絶や減額されたと回答した企業を指す。

しかし、このような場合でも中小企業庁はセーフティネットの観点から煽りを受けている企業に対して政府系金融機関を活用しようという動きを見せているのである。

こうしたことから現在の情勢下において政府系金融機関が中小・零細企業に果たしている役割というのは大きいと感じざるを得ない。

最後に創業支援であるが、これは政府系金融機関の中でも特に力を入れている「国民生活金融公庫」を事例として紹介したいと思う。

<国民生活金融公庫>

開業者や開業して間のない経営者に対しては民間の金融機関はそのリスクの高さからなかなか開業資金の融資に至らない。

その中で「国民生活金融公庫」は、この創業支援を国策として遂行すべく役割を果たしている。(3章の新規開業企業で述べたが新規開業企業の発展は経済の活性化につながる。)

具体的には「新規開業支援室」を設け、新規開業支援において特別貸付、高齢者・女性に対しての特別貸付など様々な貸付を行い創業支援に貢献している。

*創業に対しての件数と総額

融資件数	31,541
融資先企業数	27,218
総融資額	1,915

(単位は億円) 国民生活金融公庫レポートより作成

このような環境下で中小・零細企業が活発に経営努力を重ねることが日本の経済活性化につながってくるのである。

第2節 公的金融機関の問題点

公的金融機関の問題点として挙げられるのは以下のものである。

- ①マスコミなどによって叫ばれている公的金融機関の存在意義
- ②収支差補給金への依存
- ③政策コストについて

< 公的金融機関の存在意義 >

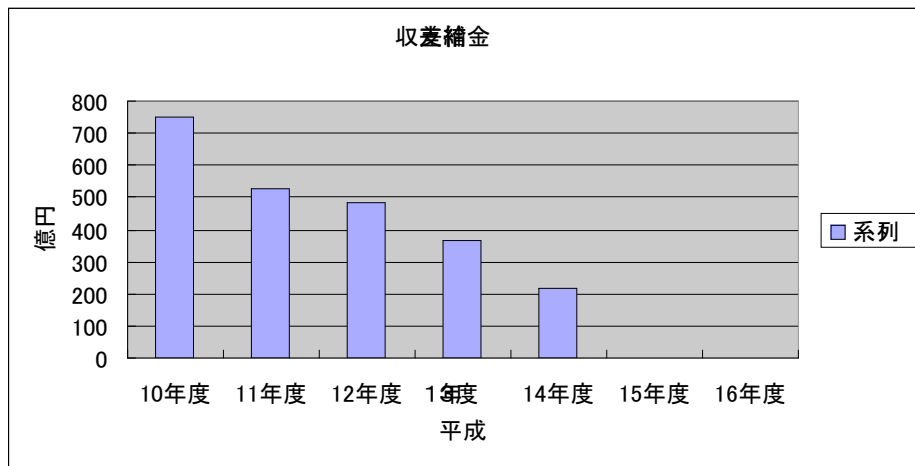
まず、公的金融機関の存在意義であるが「税金の無駄」であるとか「民業圧迫」という声の中その存在意義について問われているのだが前章までの経緯から現在の日本の経済情勢・中小企業金融を見ると公的金融機関の役割はむしろ求められていると考えられる。(セーフティネットなどから)

しかし、経営の効率化やバランスシートの健全化は、税金（財政投融资）を原資とする公的金融機関の宿命である。また、中小・零細企業への柔軟な対応が求められ、その政策の使命を果たしていくことが重要である。

< 収支差補給金 >

国民に負担をかけないためにも財政投融资という財源から収支した赤字分を埋める補給金経営からはやはり脱却していかなければならない。

下図は国民生活金融公庫補給金の推移である。財政投融资改革による資金調達コストというメリット最大限に活かしつつ業務改善を行ってきたことがわかる。



* 国民生活金融公庫レポート 2004から作成

<政策コスト>

これを分析することによって事業適正の適性が判断でき、その後の事業に対してどのくらいの補給金が必要になってくるかわかる。

また補給金に出資金などに対する機会費用を加えた額から国への資金移転を差し引いた額を割引現在価値ベースで試算することに意義がある。

では、中小企業金融に関して公的金融機関はどのくらい貢献できているのか分析してみる。(国民生活金融公庫を事例にする。)

融資先企業数の総従業者数を総従業者数で割ると・・・

$$947 \text{ 万人} \div 6,318 \text{ 万人} = 15.0\%$$

公庫の融資は小規模企業の経営安定・成長の支援によりこれらの企業の従業者の生活安定に寄与している。

新規開業融資企業数に新規開業平均従業者数を掛けると・・・

$$26,590 \text{ 社} \times 4.2 \text{ 人} = 11 \text{ 万人}$$

新規開業融資で約 11 万人の雇用を創出していることがわかる。

セーフティネット貸付件数に平均従業者数を掛けると・・・

$$58,826 \text{ 件} \times 6.5 \text{ 人} = 38 \text{ 万人}$$

セーフティネット貸付により年間 38 万人の雇用喪失を防いでいる。

このように中小企業に対して大きく貢献できていることが見ることができる。また、国民への貢献というところから見ても新規開業とセーフティネット貸付により年間約 49 万人の雇用創出や失業者抑制の働きをしていることにもなるのである。

また、政策コストを見てみると 2003 年度は 66 億円であったのに対して 2004 年度は 42 億円と減少傾向にある。上記に見た貢献度からするとコストの比率は大きいものではないと考えられる。

(財務省ホームページ 国民生活金融公庫より)

第5章 政策提言

前章までで見てきた現状を踏まえて公的金融機関はどうあるべきか。どういった政策をとっていくべきなのか。中小企業と新規開業企業の役割という視点からと、公的金融機関に最も求められる「民業補完」という立場から提言していきたい。

第1節 政策提言について

＜政策提言をするにあたって＞

これから提言する内容のポイント二つである。

- ①一つは中小企業と新規開業企業の役割という視点から考察してきた点
- ②公的金融機関に求められる「民業補完」

一つは日本経済の活性化のためには中小企業・新規開業企業がどのようなアクションを起こせばよいのか。もう一つは、民業圧迫から民業補完についてである。そのためにどのような政策をとればよいか、その方向性と対処法を交え述べていきたい。

＜提言＞

提言は、以下の二つである。

- ①政府系金融機関による「新規開業による特定地域特別貸付」なる融資制度の設立。
- ②低金利・長期安定型貸付から状況による臨機応変に対応する市場金利・長期安定貸付
(セーフティネット関連融資を除く)

①は、全国で業況の回復が遅れている地域に対する融資制度である。

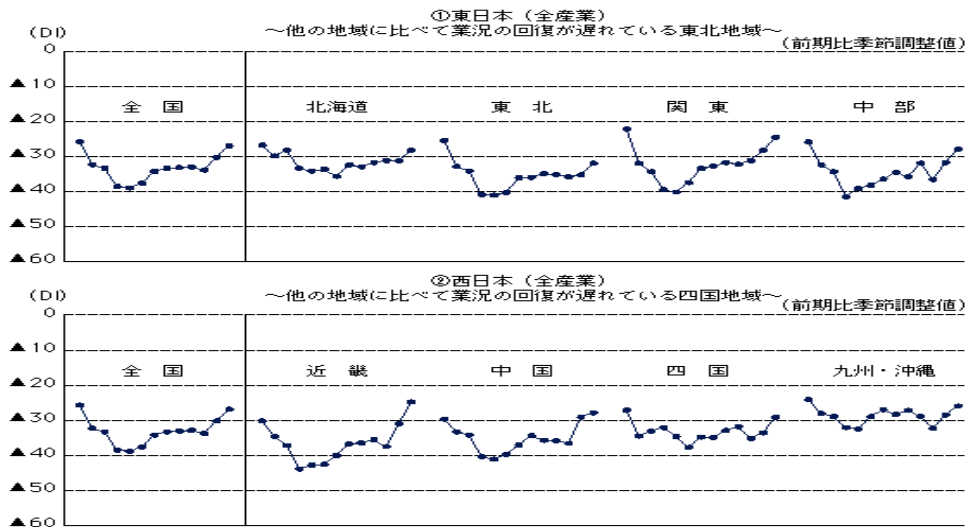
政府系金融機関の方と話をさせて頂いて考えたものである。政府系金融機関の融資は特定地域ではなく全国に方面なくであると聞いた。

中小企業の社会的役割にある「地域経済の担い手」としての役割と新規開業企業の役割である「新しい産業・雇用を創出する」という役割に着目した。

地域経済は高度成長期までは多くの「地場産業」が支えてきたが近年は減少傾向を辿る一方であるのだ。地場産業が日本経済に占めるウェイトは低下傾向であるのに現在でもこれに依存しているところもあるのだ。

このようなところに新規開業企業が参入することによって地域経済の活性化させ、その底上げにより日本経済の活性化につながるのではないか。

下図は、中小企業の地域別業況判断DIの推移である。遅れが目立つ地域を定めてそこに開業する企業に対し、運転資金の上限を上げて融資する。



資料：中小企業庁・中小企業総合事業団「中小企業景況調査」
 (注) 1. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。
 2. 関東には新潟、長野、山梨、静岡の各県、中部には石川、富山の両県、近畿には福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。
 3. 業況判断DI=前期に比べて「好転した」企業の割合-前期に比べて「悪化した」企業の割合

問題点としては、遅れているというのは市場が小さい可能性など融資するのにリスクが高いことや地域特定の手間や基準の設定が挙げられる。

解決策としては、現在進められているCRDの活用などによる中小企業の業種調査や地域経済に関するデータベース作成。また、融資の際の条件としてその地域の特性にマッチングするかの検討重視、特定地域への融資制度の期間限定が挙げられる。

②は、セーフティネット関連融資を除き、それ以外での業務は「市場金利・長期安定型融資」といった形式である。これは、公的金融機関の資金調達コストの低さから貸出金利が低いことからの民業圧迫が挙げられているからである。

これにより「民業補完」とまではいかなくとも「民業補佐」的な役割は十分担っていけると考える。

第2節 終わりに・・・

前章までで現在の日本経済の情勢下での公的金融機関の役割や貢献度の高さがよく理解できた。現在の中小・零細企業には公的金融機関は必要でありその存在意義はある。

特に2章で挙げた民間金融機関では中小・零細企業への貸し出しの改善は見られるものの依然として弱い企業側にとっては厳しい状況である。このような状況の中、公的金融機関はその役割を十分に発揮していく必要はある。

しかし、研究室での研究からは「企業の発展・企業間での競争があつてこそ経済に活力が生まれ成長していく」ということも学んだ。そこから、官による圧迫であるとか肥大化を認めるわけではなく、国の資金を使って運営している実情、時代にそぐわない公的機関は統合・廃合していくべきであると考ええる。

ですが、日本経済の現状は転換期を向かえており、そこで公的機関が果たす役割は大きい。また、経済が回復しても民間機関はB I S規制などから小・零細企業には厳しいと考えられる。そうしたことから公的機関の役割は残ると思われる。

(なお、本文中の資料や図、グラフは特別記入されていないものは「中小企業白書」からである。)

《参考文献》

- 佐藤公久（2003年）『勝ち組み企業の選択力』三菱総合研究所
藪下史郎・武士俣友生（2002年）『中小企業金融入門』東洋経済新報社
国民生活金融公庫（2004年）『新規開業白書』中小企業リサーチセンター
百瀬恵夫・D. Hウイッターカー・森下正（1999年）『中小企業これからの成長戦略』
東洋経済新報社
東谷暁（2003年）『金融庁が中小企業をつぶした』草思社

《データ出典》

- 中小企業庁『中小企業白書』
国民生活金融公庫『国民生活金融公庫レポート2004』
財務省理財局『財政投融资レポート2004』